

立環ご許可第10号

一般廃棄物収集運搬業許可証

所在地 東京都国立市矢川3-23-11

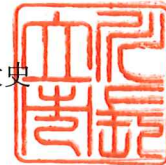
名称 株式会社リスト

代表者 代表取締役 遠藤 重雄

一般廃棄物収集運搬業の許可については、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例第47条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和8年3月16日

立川市長 酒井 大史



1. 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
2. 収集・運搬の区別 収集・運搬（積替え保管を除く）
3. 営業の区域 立川市内
4. 許可の有効期間 令和8年4月1日から
令和10年3月31日まで
5. 許可の条件
 - （1）廃棄物関係その他法令を遵守すること。
 - （2）資源化及び減量化に努めること。
 - （3）代表者・主たる事務所の所在地・許可車両等に変更があるときは、「一般廃棄物収集運搬業等変更届（第14号様式）」を提出のうえ、承認を受けること。
 - （4）市の指示に従うこと。
 - （5）その他

以上

(裏)

変 更 事 項			
変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
			印
			印
			印
			印
			印

教示)

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、立川市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として(訴訟において立川市を代表する者は立川市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)